事業所の拠点の機能を担う申請・届出の標準的なフロー

【地域生活支援拠点の機能を担う事業所登録】

障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点として位置付けるにあたっては、以下のとおり事業所の登録手続きが必要となりますので、登録を検討している事業所は、事前に事業所管理係にご連絡ください。

障害福祉サービス事業所等

○事前協議
・事業所管理係（55-5946）へ必ず電話予約の上、協議日程の調整をしてください。
※制度の理解及び拠点機能等の方向性を共有します

○運営規程の変更
・運営規程に地域生活支援拠点の機能を担う事業所としての届出を行ってください。
※規程内容は別紙を参照
※運営規程の変更手続き中の場合、運営規程（変更案）を添付してください。手続き完了後、速やかに変更後の運営規程を提出してください。

○拠点等登録申請
・事業実施予定月の前月15日までに以下の書類を提出してください。
①松江市地域生活支援拠点等事業所登録申請書
②運営規程
③介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
④介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

※運営規程の変更手続き中の場合、運営規程（変更案）を添付してください。手続き完了後、速やかに変更後の運営規程を提出してください。

【必要に応じて】
○登録内容に変更が生じる場合は、事前の連　絡・相談の上、変更届を提出
○地域生活支援拠点事業所を廃止する場合は、事前連絡・相談の上、廃止届を提出

事前協議
（情報共有）

運営規程の変更
（手続き）

拠点登録に係る届出
（手続き）

拠点機能に係る通知
（通知）

障がい者福祉課

○事前協議内容に基づき、基幹相談支援センター絆と情報共有

○運営規程の変更届受理

○申請内容について、審査し決定通知を発出する

公表

情報共有

○地域生活支援拠点事業所として登録・公表

○基幹相談支援センター絆と登録事業所の情報共有